

令和7年度

第2回さいたま市総合教育会議

議事録

1 期 日 令和8年1月21日(水)

2 場 所 さいたま市役所議会棟2階第7委員会

3 開 会 午後3時00分

4 出席者

(1)構成員

市長	清水 勇人
教育委員会教育長	竹居 秀子
教育委員会委員(教育長職務代理者)	大谷 幸男
教育委員会委員	石田 有世
同	伊藤 華英
同	小山 和也
同	堀田 香織

(2)構成員以外

市長部局

①都市戦略本部

都市戦略本部長	大塚 一晴
総合政策監	藤野 知之
都市経営戦略部副理事	石井 保
都市経営戦略部副参事	安井 亮太

②スポーツ文化局

スポーツ文化局長	石塚 正歳
文化部長	川田 泰則
文化政策室長	小野瀬 淑子

③子ども未来局

子ども未来局長	安部 健一
子ども・青少年政策課副参事	清水 慶久

教育委員会事務局

副教育長	栗原 章浩
教育政策室長	菱沼 孝行

教育政策室副参事
学校教育部長
教職員人事課長
高校教育課長
生涯学習部長
生涯学習振興課長
うらわ美術館副館長

大橋 和彦
野津 吉宏
青木 貴
大原 照光
深津 健太郎
八島 典子
釜 浩美

5 議事の概要

6 閉 会 午後4時30分

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それではお時間となりましたので、ただ今から「令和7年度第2回さいたま市総合教育会議」を開催いたします。私は都市戦略本部総合政策監の藤野と申します。本会議の主宰は市長となりますが、進行管理につきましては事務局が行うこととされておりますので、私の方で進行管理を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議の公開の取扱いにつきましては、本日の会議は、議題に関しまして特に非公開とする内容はないと考えられることから会議を公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議ございませんようですので、本日の会議は公開とさせていただきます。それでは、会議の開会にあたりまして清水市長から挨拶申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

○清水市長

皆様、こんにちは。さいたま市長の清水勇人でございます。本日はお忙しい中、お集りいただき誠にありがとうございます。また、委員各位におかれましては、日頃より教育行政にご支援、ご協力をいただきまして心から感謝と御礼を申し上げます。

この総合教育会議につきましては市長部局と教育委員会が十分な意思疎通を図り地域の教育課題やあるべき姿を共有し、様々な調整・協議ができるよう進めてまいりますので、改めまして、委員の皆様には、ご協力をお願い申し上げます。

さて本日の議事でございますが、4点を予定しております。

1点目は「さいたま市教育大綱の改定について」でございます。前回の第1回会議で御議論をいただきました改定の方向性に基づいて作成した大綱案を事務局よりご説明いたします。これから議会への報告、内容の確定を経て、公表を行いたいと考えておりますので、この会議の場で、委員の皆様にはご承諾をいただきたいと考えております。

それから2点目でございますが、「さいたま国際芸術祭2027における小・中・高校等との連携等による子どもの参加促進について」でございます。本市は文化芸術に対する子どもの感性や創造性の醸成に取り組んでおります。その取組をさらに加速させるため、所管部局より連携事業の御提案をさせていただきます。子どもたちが国際芸術祭への参加を通じて多くのことを学べるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、幅広い意見交換をさせていただければと思います。

3点目は「学校における働き方改革について」でございます。教育職員の働き方改革にかかる実施計画の策定等について所管部局より御報告がございます。

そして4点目、「さいたま市いじめ問題救済機関の設置について」でございます。いじめの認知件数や重大事態発生件数が増加していることから、被害者救済のため市長部局に第三者機関を設置する旨を、所管部局より御報告させていただきます。

いじめ問題への対応については、本市の教育をよりよいものにする上で避けて通れないテーマだと考えております。ぜひ熱い意見交換ができますことを望んでおります。

以上のとおり、本日は積極的な意見交換ができればと考えておりますので、皆様におかれましては忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶は以上です。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

市長、ありがとうございます。それでは早速ではございますが、本日の議題に入りたく存じます。

はじめに議事1「さいたま市教育大綱の改定について」資料1-1及び資料1-2により事務局からご説明いたします。

○事務局（都市経営戦略部副参事）

都市経営戦略部の安井でございます。それではさいたま市教育大綱の改定について事務局よりご説明いたします。説明に当たっては資料の右上のページにてご案内をさせていただきます。

5ページ、資料1-1をご覧ください。ここから18ページまでが資料1-1さいたま市教育大綱の改定案となります。

詳細な説明は割愛させていただきますが、第1回の会議においてご説明いたしましたとおり、さいたま市教育大綱は市政運営の最も基本的な計画である総合振興計画基本計画の体系をベースとして策定されているものです。総合振興計画基本計画については、今年の9月定例会におきまして改定案の議決をいただいております、これを基に「健康・スポーツ」、「教育」、「文化」の分野の内容に基づき改定案を作成しております。

続きまして、19ページ、資料1-2についてご説明申し上げます。こちらは「教育大綱参考：市長部局と教育委員会が連携して取り組む事項」の改定案となっております。第1回の会議でお示した改定案に、そこでいただきましたご意見や御議論を基に加筆したものととなっております。

まず、①に「子どもたちの安全・安心を守る」という表現を加えております。次に②におきまして、子どもや若者の意見表明の機会創出という観点から、子どもの権利尊重について加えております。最後に③でございますが、高いレベルでスポーツを経験した市職員や企業、団体職員などから部活動の地域展開にかかる人材発掘をするという話題から、スポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成を加えております。説明は以上となります。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

説明が終わりました。本日お示しした内容をもって2月の市議会定例会に報告し、その後、改定とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

続きまして議事の2に移ります。「さいたま国際芸術祭2027における小・中・高校等との連携等による子どもの参加促進について」。こちらにつきまして、所管課からご説明いたします。

○文化政策室長

文化政策室長の小野瀬と申します。議事の2について説明いたします。

資料22ページをご覧ください。さいたま国際芸術祭の開催目的について説明いたします。本芸術祭は、さいたま市文化芸術都市創造条例の理念を具現化するための重点プロジェクトとして、また、さいたま市総合振興計画の重点戦略事業として2016年から原則3年毎に定期的に開催しているものです。さらに条例に基づいて策定された市の文化芸術都市創造計画においてはここに記載されております将来像の実現に向けて8つの基本施策について具体的な内容を示しております。

本日は、このうち施策2「文化芸術に対する子どもの感性・創造性の醸成」に焦点を当てて説明いたします。

資料23ページ目をご覧ください。条例において「市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもの文化芸術活動への支援その他必要な施策を講じる」旨を定めております。本条例の理念を具現化するためには、子どもたちが持つ豊かな感性を伸ばし、創造性を育む取組を進めることが重要と考えており、日常生活の中でも気軽に参加できる鑑賞・体験・創造・発表の場を提供していく必要があると考えております。

資料24ページ目をご覧ください。この度、4回目の開催となる本芸術祭の概要を説明いたします。開催期間は、令和9年10月23日から12月26日までの65日間を想定しており、前回2023年の開催時と比べて開催時期を2週間余り後ろ倒しにすることで、クリスマス商戦や年末の賑わいに貢献したいと考えております。

会場については、文化芸術に関する機能が集積する浦和駅をメインエリアとし、商店街や空き店舗などにも作品を設置することで市内各所を舞台とした都市回遊型の芸術祭を目指します。また、教育や子育て、福祉、飲食など市民に身近な分野と連携してまいります。

参考といたしまして、これまでに開催した本市の芸術祭と教育分野の提携事例ですが、資料にありますとおり、中高生によるメイン会場での公演のほか、会場でのボランティア活動、またアーティストの市内小中学校への派遣によるアート製作体験などを実施しているところです。

続きまして資料 25 ページ目をご覧ください。繰り返しになりますが、市の計画においては学校教育等との連携を通じて、子どもたちが文化芸術に触れ合う機会の充実を図ることを位置づけております。併せて、国の審議会においても文化芸術の発展のためには他分野との連携による文化芸術の意義の発信に加えて、幼少期における鑑賞教育の拡充などを通じて裾野を広げる必要がある旨の指摘がなされています。

一方、市役所の中からは子どもたちの参加について、作品鑑賞などに留まるのではなく、一步踏み込んで芸術祭開催前の準備段階から企画や運営にも関わってもらいたいという意見が出ております。そのため、子どもたちの参加に当たっては作品と言うアウトプットだけでなく、結果に至るまでのプロセスへの関与が大切だと考えております。

加えて、国の中央教育審議会においても次期の新しい学習指導要領に関する検討において、芸術系の教科を含む学びの中で豊かな感性や創造性を育み、実社会の課題解決につながる資質能力を育成することの必要性が議論されているところです。また、当室が行ったアンケートにおいても、子どもが気軽に文化芸術に触れられる機会を求める声が多く寄せられています。

こうしたニーズを踏まえて、芸術祭を通して子どもたちが気軽に文化芸術に触れられる機会を提供していきたいと考えております。

続きまして資料 26 ページ目をご覧ください。私どもとしてはこれまでの連携事業は継続しつつ新たな事業を展開していきたいと考えており、現時点で想定している連携事業の案について説明をいたします。

1 点目は、校外学習における芸術祭を活用したまち巡りです。

2 点目は、児童・生徒による制作プロジェクトチームの発足です。アーティストと協働しながら、企画段階から作品制作に携わっていただくことを考えております。

続きまして資料の 27 ページ目をご覧ください。

3 点目は、教育委員会所管事業との連携です。「自分発見！チャレンジ up さいたま」などとの連携を検討したいと考えています。

4 点目は、さいたまマイクラフトアワードとの連携になります。当該事業は教育委員会ではなく別の所管となりますが、子どもに身近なマイクラフトを通して芸術祭との連携を考えております。

5 点目は、芸術祭の P R 活動やグッズの企画提案です。子どもたちの有志が芸術祭の様子取材して S N S 等で情報発信をしていただくことのほか、公式グッズの企画や製作にも取り組んでいただければと考えております。

最後に資料 28 ページ目をご覧ください。今後のスケジュール案ですが、令和 9 年 10 月開催予定の芸術祭に向け、明日 1 月 22 日に主催団体である実行委員会を設立し、本年 10 月までに開催実施計画等を策定する予定です。芸術祭への子どもたちの参加促進を図るため、計画策定段階から関係各課の皆様と調整していきたいと考えております。

教育委員会の皆様には今後とも協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ただいま所管課から説明がありました。それでは「さいたま国際芸術祭2027における小・中・高校等との連携等による子どもの参加促進について」意見交換をお願いできればと思います。それでは石田委員をお願いします。

○石田委員

以前の名称は「トリエンナーレ」でしたよね。この「トリエンナーレ」という言葉はもう死語になっちゃったのかお聞きしたい。あと「チャレンジ up さいたま」っていうのが、今回の開催のスローガンみたいになっているようなので、よく周知してほしい。

トリエンナーレは各会場が盛り上がり名前が知られていたんですけど、今回「チャレンジ up さいたま」という名前を周知してもらうのが大事かなと。

あと会場について、浦和に決まっているみたいですけど、各学校、小学校、中学校でぜひ、テーマを決めて学校単位で同じ日に地域のみんなが参加して何かやるっていうのもありかなと思います。

浦和だけと決めないで、さいたま市全体でやったほうがいいかなと思います。あと万博でだいぶ成功したので、ミyakミyakみたいなのを作って宣伝しないとダメかなと思います。SNSなどで宣伝していただいて、ぜひ浦和だけでなく各学校でやってもらったほうがいいと思います。

○清水市長

石田先生のご質問には後で所管課に答えてもらえればと思いますが、過去3回、さいたまトリエンナーレから始まって、途中で名称変更をして国際芸術祭という名称に変わりました。

私たちがずっと目指してきたのは市民参加ということでした。というのは、現代アートというものを扱っているんで、鑑賞だけですとその良さが必ずしも伝わってこないだろうということもありましたし、やはり幼少期に、特に感性豊かな若い時代に、単に勉強して頭でっかちになるのではなくて、五感で感じ感性を豊かにするということが非常に重要だというふうに考えていまして、その意味ではこの芸術祭をうまく活用していただいて、感性豊かな創造性を持った子どもたちをたくさん育成できればなという思いで、これまでもいろんな取組をさせていただいたと記憶しています。

当時、まだ教育長が教育研究所にいらっしゃったころだったか、私は、希望（ゆめ）のまちを手話か何かで表現してトリエンナーレで発表できないかとお願いをしました。それ

で、それぞれの学校の子どもたちが手挙げ方式で、旗などを作ってビデオで登場していただきました。2回目3回目もいろんな形で参加をいただいています。

そういった意味では、鑑賞することも大切ですけど、やっぱり創造するプロセスに参加をするということが、子どもたちにとってすごく重要な、創造力を生み出していく一つのプロセスを体験するということでもあるし、参加をすることによって教育という視点からもより一層効果を上げることができるのではないかなと感じているところでございます。

私たちとしては今までもすごくたくさんの方の市民に参加をいただいて、そのうちの何人かが継続的にボランティア活動や芸術活動、文化活動に携わってやってくださっておりますし、その数も増えてきています。

この芸術祭が単に一部のアーティストだけのものではなくて、市民や子どもたちにとっても創造性を発揮できる、そんな場所にもしていきたいと思っていますので、石田先生がおっしゃった各学校でというのもいいと思いますし、それぞれ何らかの形で参加をいただくということはぜひ教育委員会としても検討していただきたいなと思います。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。名称の考え方、それから各学校での開催、参加の形態、そういったことの方針に対して所管課から何かコメントございますか。

○文化政策室長

ご説明いたします。初回「トリエンナーレ」というのが3年に一度ということで、諸外国の国際芸術祭も3年に一度行うものはトリエンナーレ、2年に一度行うものはビエンナーレという名称で行われておりますが、中には最初から英語表記ということが分かりづらいというご意見もいただいております。

また、さいたま市のこれまでの実績で見ると、必ずしも3年に一度ということではなくて、4年空いたということもありますので、そういったいろんな意見を勘案して、さいたま国際芸術祭ということに2回目からさせていただいております。それから各学校との連携ということは、これからまさに教育委員会の皆様のお力を借りながら、子どもたちからもいろんなアイデアをいただいて考えていきたいと思っています。

○石田委員

すみません、ありがとうございます。それで「チャレンジ up さいたま」というのは今回のキャッチフレーズでよろしいんですか。

○文化政策室長

お答えいたします。キャッチフレーズということではなくて、教育委員会の方で行われている「チャレンジ up さいたま」という事業と、例えば芸術祭の参加型のワークショップ

プを連携して、ということで連携の案としてお示しをさせていただいているものになります。

○石田委員

ありがとうございます。いずれにしてもそういった名称は有効に使ったほうがいいと思います。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ほかにご意見ございますでしょうか。それでは大谷委員お願いします。

○大谷委員

今これまでのお話にありましたように、やはり素晴らしい取組、事業でありますので、一人でも多くの子どもたちがこの事業に参加できるように、私ども教育委員会というのは考えなければいけないなと思っております。それで、少し学校というところは複雑なところもありまして。心置きなく学校サイドが子どもさん方を参加させること、これは教育委員会としての仕事だと思いますが、例えば鑑賞なら鑑賞、あるいはまち巡りならまち巡りということ、日頃の指導計画の中でどう位置づけられるのかということ、教育委員会サイドとして学校側に示すことができるなら、より円滑に多くの学校も安心して参加させることができるのではと考えています。

ですから、この事業の趣旨を私どもが十分理解をして、そして教育指導計画の中で、例えば小学校4年生5年生の図工において鑑賞活動があるということであれば、そこで参加すればいいのではないかと、安心感を持って参加できる。また子どもたちも本物に接するということが非常に貴重な体験、勉強だと思いますので、教育委員会としてはその位置付けをしっかりとやっていかなければならないと考えております。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。それでは竹居教育長お願いします。

○教育長

さいたま市国際芸術祭2027、これに子どもたちを参加させていただくというご提案ありがとうございます。これまでも、岩槻地区、または大宮地区で開催された国際芸術祭では、その地域の芸術に触れる、特色ある芸術に触れる、特色を活かした取組に子どもたちが関わらせていただく、そんな機会を持ったというふうに考えています。

子どもたちが芸術に触れて創造するという体験は、AIには絶対に代替のできない、先ほど来おっしゃっていた豊かな創造性、感性、または表現力、こういったものを育むとて

もいい機会だと思っています。さらには、プロの芸術家に触れることによって多様な価値観にも接することができると考えていますので、とても価値のある取組だと思います。

令和9年度に浦和地区を中心に開催されるということで、浦和の子どもたちがさいたま市全体に対してもそうですが、郷土への愛着ですとか誇りを持てる機会でもあると思います。いずれにしても、子どもたちが主体的に企画、ボランティア、そういうもののできるだけ関わられるような、そういう場をいただきまして、子どもたちのエージェンシー、「主体的に行動する力」も育ててまいりたいと思います。

そこをお願いなのですが、先ほど大谷先生がおっしゃったとおり、各学校では学校行事等、どの教科で何をするという教育課程、カリキュラムがございますので、それと整合性を図る関係上、できるだけ早く情報提供をしていただきますと、学校を挙げて関わることができますので、その点をご理解いただければと思っています。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。それでは堀田委員お願いします。

○堀田委員

私も本当に子どもたちが主体的に企画して、成し遂げたって思えるような体験になるといいなと思っています。あとトリエンナーレという名称だった頃に、埼玉大学の教育学部の美術の先生が学生たちと一緒に何か取組に参加したことがあったと記憶しております。

さいたま市にある大学として、大学との連携などもできればいいな、うまく実現するといいなと思っています。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。先ほど教育長から早い情報提供をというお話と、堀田委員から大学との連携というお話がございましたが、所管課の方で何かコメントはございますか。

○文化政策室長

お答えいたします。情報提供ということでは、これから開催計画を作ってまいります。が、随時情報交換をして、常に私たちが何をしているかということが教育委員会の皆様にもご理解いただけるようにしていきたいと思っています。

大学との連携ということについては、埼玉大学さんですと前回は附属小学校の皆様にもいろいろコミットしていただいたという事例もありますし、もちろん大学も含めて、子ども・若者たちとの連携を何らか考えていきたいと思っています。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。それでは小山委員お願いします。

○小山委員

まだ案ということでいろいろ揉んでいるところだと思います。例えば先ほどご説明があった連携事業で、児童・生徒による制作プロジェクトチームの発足等については、生徒に手挙げ方式で募集を行うという案がありましたが、過去の実績で見ますと、例えば吹奏楽部の演奏会とか学校単位でやっているのが見受けられます。過去のそういったものは、各学校に対して公募方式でやったのか、それとも何か選定の基準があったのか。皆様のお話にもあった、なるべく多くの学校に参加してもらいたいということで、その辺はどのように考えていらっしゃるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○文化政策室長

お答えいたします。基本的には教育委員会を通して学校に参加呼びかけを行っておりますが、場合によっては学校の方から「こういったものに参加をしたい」とお声がけをいただくという事例もあります。ケースに応じて全体に声をかける場合と、個別に調整をしていく場合と、様々な取組をしております。

○小山委員

なるべく多くの学校に、小さい子でも参加したほうがいいと思うので、その辺はいろいろ工夫されたらいいかなと思います。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。それでは伊藤委員お願いします。

○伊藤委員

素晴らしい取組だと思います。子どもに必要な資質、能力の育成を図るという点に関して、勉強だと順位がついて数字で明確な自分の位置が分かっていますが、この芸術や音楽、そういうところになりますと、好きなものが分かれています。いいんだということを感じる場にもなりますし。あとは子どもたちが学校以外の人たちと関わる機会っていうものが、この国際芸術祭で作れるのではないかなと思います。

いじめの問題など、コミュニティが狭くなればなるほど、人の距離感が近くなればなるほど、いろんな人間関係の課題が出てくる中で、こういう芸術という枠の中で、子どもたちが普段のコミュニティとは別の人たちと関わる機会ができるのではないかなと思います。子どもたちがこういうところに参加して、いろんなコミュニティがあるんだなという

のをここで感じられると、さいたま市全体で子どもの笑顔が増えると思うので、学校だけではなく他の地域の老若男女いろんな人と関われる機会になったらいいなと思いました。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。他にご意見等ございますでしょうか。それでは市長お願いします。

○清水市長

前向きなご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。私たちもぜひ、ここに案として書かれています。例えば学校や子どもたちからの発意で「こういうのやりたい」というのがあれば、どんどんお寄せいただきたいなと思います。

先ほど石田先生からも各学校でというお話がありましたけど、各学校が芸術祭の会場になってもいいのではないかともありますので、教育委員会ならではのいろいろな考えを出していただければありがたいなと思います。

これまでもトリエンナーレは東京アートビートという、民間の芸術祭や芸術展を評価するメディアで、一般の方々から選ばれた芸術祭として高い評価を得てきました。今回もより多くの市民あるいは子どもたちに参加をしていただくことで、さいたま市全体の創造性などといったものにつながればという思いもあり、ぜひいろんなご提案を所管課の方で受けさせていただいて、いろんな形で連携事業とか冠事業とか、いろんなやり方があると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っています。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。ほかにあるでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、所管課の方から提案させていただいたものをベースとして、より多くの子どもたち、学校が主体的に参加をして、多様なコミュニティに触れることでその創造性を醸成できるようなイベントにできるよう、教育委員会と市長部局で連携をして、引き続き取組を進めていくというような方向性でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、議事の2につきましてはここで締めさせていただきます。

次に、議事3「学校における働き方改革」について、所管課の方からご報告をさせていただきます。

○教職員人事課長

教職員人事課より、「学校における働き方改革」について、特に現在策定中の業務量管理・健康確保措置実施計画を中心に説明いたします。

資料 30 ページをご覧ください。国の指針に基づき、教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を進めております。総合教育会議への報告について、以下の表にお示しいたします。

令和 7 年度、本日 1 月 21 日、総合教育会議において令和 8 年度以降の方向性について報告いたします。本実施計画は 2 月中の完成を目指しております。

令和 8 年度 4 月 1 日から本実施計画が施行となり、各学校において本実施計画に基づき、教職員の業務量管理や健康確保措置を進めてまいります。

令和 8 年度 7 月から 8 月頃開催予定の次の総合教育会議において、策定した本実施計画についてご報告いたします。

また、令和 8 年度 8 月以降、本実施計画を公表いたします。現段階では市のホームページを活用する予定です。この期間につきましては、本実施計画の見直しや必要に応じた変更等をいたします。

令和 9 年度以降、毎年度 7 月から 8 月頃に開催を予定している総合教育会議において、前年度の実施状況の報告をいたします。

それでは、もう少し詳細について説明いたします。31 ページをご覧ください。

令和 7 年 3 月に開催された令和 6 年度総合教育会議でもお示しましたが、実施計画の位置づけについて改めてお示しいたします。令和 7 年 6 月 11 日に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、教育委員会には、改正給特法第 8 条第 3 項で、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、また改正給特法第 8 条第 4 項で、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況それぞれについて総合教育会議への報告及び公表が義務付けられました。

32 ページをご覧ください。令和 7 年 9 月 26 日公示の指針とは、教育委員会が改正給特法第 8 条第 1 項で文部科学大臣が定める指針に即して策定することになっております。資料 37 ページにございます資料 3、別紙 1 として、令和 7 年 9 月 26 日の文部科学省通知資料「指針（改正）のポイント」をつけておりますので併せてご覧ください。

改正された指針のポイントは大きく 4 点あります。

1 つ目は、働き方改革の目的と、進める上での基本的観点として、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施すべきことが追加されたことです。

2 つ目の、時間外在校等時間や上限時間について、その目標については今までと改正・変更はありません。

3 つ目は、実施計画の策定が義務付けられ、目標として令和 11 年度までに、1 か月の平均で 30 時間程度を目指すことに加え、80 時間を超える教職員を早急になくすように示されたことです。

4つ目は、具体的な取組について、教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、実施計画に記載することが示されたことです。法に基づいた実施計画であり、実効性が求められるものであると捉えております。

続きまして33ページをご覧ください。現在、この指針に基づきここにお示ししている項目立てで実施計画を策定中です。本市では、以前よりさいたま市立学校における働き方改革推進プランや学校業務改善ハンドブックを活用し、学校における働き方改革を進めてまいりましたが、本実施計画の策定に向け、改めて内容の見直し、充実を図っております。

34ページをご覧ください。実施計画に即した本市の働き方改革について、学校における働き方改革の目的と連携協働体制を確認いたします。本市においては、学校運営協議会の仕組みがすでに全校で確立しており、本市が目指す子どもの Well-being（幸せ）を保証する教育の実現に向けて、各学校が地域、保護者の理解を得ながら、教職員の働きやすさと働きがいと両立する職場づくりを進め、教職員の健康はもとより、教職員の Well-being（幸せ）を向上できるよう教育委員会としても伴走支援をしてまいります。

一方、学校が直面する問題は多様化、複雑化の様相を呈しております。教育委員会といたしましては、さいたま市の子どもたちによりよい教育を実現するために市長部局との連携、協働をより一層強化したいと考えております。

35ページをご覧ください。市長部局との連携について、以下のとおり令和7年9月26日付文部科学省通知に付された資料にて示されております。この資料においては総合教育会議を活用した教育委員会との連携、自治体や地元企業、団体等への協力要請、学校用務員や支援スタッフの予算化の推進、学校プールを始めとする学校関係施設の管理の外部化のための条件整備が例示されています。

本市においては、何にどのように取り組むべきか市長部局からのご提案をいただきながら、教師が教師にしかできないことに集中できる環境を整えることで質の高い教育を実現してまいりたいと考えます。今後、毎年度この総合教育会議において報告をさせていただきます。引き続き学校教育へのご理解とご協力をお願いいたします。今回の報告は以上です。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。所管課からの報告がございました。こちらについて意見交換、質問等ございますでしょうか。教育長お願いします。

○教育長

補足の説明をさせていただきます。まず、市長さんをはじめ市長部局の皆様方へのお礼でございます。これまでも働き方改革の取組として、スクールサポートスタッフ、または部活動指導員の配置、水泳授業の外部委託、さらには令和8年度から教職員用次世代型校

務支援システムの導入など、市長部局のご理解とご支援によりまして、教職員の負担軽減が着実に進んでおりますことに御礼を申し上げます。

また学校が地域や保護者と築いてきました関係性の中で、自治会、青少年育成、PTAの皆様方に多種多様なお力添えをいただいておりますけれども、先ほども説明がありましてとおり、国から全国的に目標が提示され、より一層の業務見直しと改善、改革が必要となっております。今回の給特法の改正を受けました、業務量の適正な管理と健康確保の措置は、子どもたちと先生方が向き合う時間の確保、研鑽の時間、それにより教育の質を高める目的がございます。そのほかにも教職員の健康と働きがいを守ること、また小中学校の先生方の平均年齢が30代前半であることを考えますと、子育て真っ最中の先生も多いことから、そうした世代が安心して働き続けられる環境づくりにもつながってまいります。

結果として、教員の病気休職や離職の抑制、教員採用の倍率確保にも寄与していきます。これが実現できれば、さいたま市の持続可能なよりよい教育環境の実現に資するものと考えております。教育現場の充実というのは子どもたちの学びの質を高め、そしてこのさいたま市の未来を担う人材の育成にもつながりますので、将来的には市全体の魅力と活性化の向上にもつながってくるものと確信しております。

この実現にはどうしても地域、保護者の皆様、そして市長部局の皆様のご理解とご協力が不可欠でございます。私たちは手をつなぎ、教育の未来を共に創るパートナーとして、これからもお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。それでは市長お願いします。

○清水市長

以前も議論したことでありますが、さいたま市立の学校は全てコミュニティ・スクール化がなされました。このコミュニティ・スクールというものをどう位置づけて、どう段階的にステップアップするか、教育委員会や学校だけがやるのではなく、地域も行政も、あるいは事業者の皆様もいろんな形で参加をいただいて子どもたちを社会全体で育てていく、その仕組みを徐々に構築していきたいという思いを私は持っています。

35ページの前算化、協力要請、管理の外部化、こういったものはどんどん進めたほうがいいと思っていますし、それぞれうまく役割分担しながら理想のさいたまモデルのコミュニティ・スクールというものに徐々に近づけていくという方針のもとにやっていくことで、それが結果として働き方改革にもつながっていくし、地域やご家庭の皆様のご理解もいただけていると思っています。

学校と家庭と地域の連携という言葉でずっとやってきましたし、学校ごとにコミュニティ・スクールの進捗に差もあると思いますが、その中で前算化もそうですが、最近クラ

ウドファンディングなど市民の皆様や企業の皆様の協力も受けやすい環境になってきたと思います。あと担い手としても地域の皆様のお力をお借りしていくというのも重要なことだと思っていますので、働き方改革にもつながることかもしれませんが、働き方改革をするためというよりは、子どもたちを社会全体で育てていくという中の一つの効果として働き方改革もあるという方向を目指していきたいなと思っています。

これまで部活動も含めて過度に教員の先生方に負担を強いてきた状況は間違いなくあると思いますので、それをどうやって地域の中で役割分担をしながら、みんなで子どもたちを育てるという意識を持ってもらうための仕組みをどう作っていくかというのも重要なので、そこも併せてご検討いただきたいと思いますし、情報共有をしっかりと図っていただけたらと思っています。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。それでは小山委員お願いします。

○小山委員

教員の働き方改革というのはなかなか民間と違って複雑で難しいところがあると思いますが、民間で進める場合はまず効率化、システム化とか集中化、それによって生産性を上げるということを強烈にやったわけですが、例えば給食費に関する事務を集中するとか、学校の備品を集中管理するとか、そういうことによってかなり先生の負担も減りし効率も上がるのではないかと思うので、ぜひ検討いただければと思います。

あと父兄とのやり取りや採点もアプリを導入するなどできる部分があると思います。資料 35 ページに支援スタッフの予算化とありますが、パートや派遣など民間のいろいろな雇用形態を使って集中した事務に対応するなどできると思います。そういったことができると先生がより授業に集中できるような環境が整備されるのではないかと思います。

あと在校時間の目標ですけど、今回の国の指針は変更なしで、目標 30 時間、年 360 時間となっていますが、民間の場合は大体システム化して、基準の時間を超える場合は個別に協議して、もし超えてしまった場合はアラームが来てすぐに報告するといったものがありますが、その辺の管理方法はどうなっているのか教えてもらえますか。

○教職員人事課長

お答えいたします。民間同様、しっかりと時間を管理して、学校から報告をいただき、教育委員会としてもその内容を把握しているところでございます。

○小山委員

例えば、今月はイベントがあって基準を超えてしまったけど、来月はこうなりますとか、そういったやり取りをするような管理はできているのですか。

○教職員人事課長

30時間という基準があるというところの意識付けはまだ難しいところもありますので、ここはしっかり教育委員会から学校に伝えていきたいと思います。

○小山委員

ただ時間を管理すればいいということではなくて、意識付けは必要になるのかなと思います。

○教職員人事課長

タイムカードなどを利用することで、出勤時間と退勤時間を意識した働き方というのはだいぶ浸透してきたかと捉えております。

○清水市長

ちょっと関連して、働き方改革に絞った話をする、今は学校に来た時間と帰る時間が分かるようになったわけですが、勤務時間の中身として、事務系の時間にどれくらい使っているか、子どもたちと向き合う時間がどれくらい取れているか、そういった把握はできているということでしょうか。というのは、まず現状を把握して、本来は教員じゃなくてもできる部分であるとか、代替の手段があるということについては、いろんな手段を通じてその時間を減らしていくというのがポイントになると思うのですが、それが把握されているのかどうか。あるいは現状で把握していないとしても今後把握するつもりはあるのか。根性論で早く帰ってくださいというわけにはいかない。正確なところを分類する難しさもあると思います。

市長部局でも残業を減らすということで、何にどれくらい時間を使っているか調査したことがあったのですが、完全には把握しきれない、それをやること自体が面倒くさいと言われたりもするんですけど、概ねどの部分に時間が取られているか、それを把握していかないといけない。

年によっても違うかもしれませんが、何か大きな事件が起こればまた違うかもしれませんが、まずは把握して、その結果に基づいてこういう予算が必要ですよということであれば、市長部局としてもできる限り協力をしていきたいと思います。

○石田委員

私は市長部局の産業医をやっているのですが、超勤を 30 時間以上やっている職員にはアンケートに答えてもらっています。チェック項目が何項目かあって、そこで問題がある職員は面接するようにしています。

教育委員会の方でも市長部局と同様の仕組みで職員の健康管理ができるとベストかなと考えています。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

いくつかご意見、ご指摘がございまして、特に時間管理の部分については活発な議論が行われたかと思しますので、教育委員会の方で受け止めて今後の検討に活かしていければと思います。

続きまして、議題の 4 「さいたま市いじめ問題救済機関の設置について」所管課からご報告させていただきます。

○子ども・青少年政策課副参事

子ども・青少年政策課より「さいたま市いじめ問題救済機関の設置について」説明いたします。はじめに本事業の設置背景・目的について説明いたします。資料 39 ページをご覧ください。

本市におけるいじめの認知件数は年々増加しております。また教育委員会から市長へのいじめ重大事態にかかる発生報告件数についても同様に増加しており、今年度は 12 月までの時点で既に昨年度を超える件数となっております。

なお、市長部局において実施するさいたま市いじめ問題再調査委員会による再調査は、現在までに 2 件あり、1 件は審議を継続しているところですが、もう 1 件については先月答申が行われ、報告書において「被害側が孤立したことから、事態の長期化を招いた」との指摘があり、「被害者の相談・支援機関としての第三者機関の設置」についての提言もあったところです。

このような現状を踏まえ、いじめが重大事態に至る前に、苦しんでいる子どもを救済するための機関として、第三者性、透明性、専門性が確保された第三者機関の設置が必要と考えるものです。

次に 40 ページをご覧ください。本市において設置しようとしているいじめ問題救済機関の概要です。図の左側は従来の取組になっておりまして、主に学校や教育委員会の皆様による取組や既存の各種相談窓口においていじめに関して対応がされております。

今回設置しようとしているいじめ問題救済機関につきましては、図の右側の赤枠部分になります。これらの既存の取組に加えて、新たにいじめ問題救済機関を立ち上げるものです。この機関には、いじめ問題救済委員会と相談窓口とがありますが、いじめ問題救済委員会は主に弁護士により構成し、相談窓口は子どもからの電話相談の経験が豊富な相談員

を配置することを想定しています。この機関はいじめに関する相談だけでなく、直接的に当事者間の調整や必要に応じて勧告等による救済、いじめの解決を目的にしていることが特徴となります。

市長部局に設置する第三者機関として、教育委員会や学校からは独立した立場で、公正・中立な立場からの対応を行います。ただし、立場としては独立していますが、事案によっては学校や教育委員会と連携していじめからの救済に動くことが想定されます。

次に 41 ページをご覧ください。教育委員会や学校との連携・役割分担についてご説明します。教育委員会や学校においては、いじめ防止対策推進法やさいたま市いじめ対策推進条例に基づき、学校いじめ防止基本方針の策定や、いじめの防止等の対策のための組織の設置、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置、調査の実施など重大事態への対応をすでに行っているところと考えております。

一方で救済機関においては、教育委員会や学校の対応に納得しない被害者や保護者等からの申立てに基づき、第三者機関として独立した立場からの調査や調整活動、必要に応じて市の機関に対する勧告や要請といった活動を行う機関です。この機関の大きな目的はいじめで苦しむ子をなくすということであり、目的としては教育委員会や学校と同じであると思っております。この共通の目的に向けて連携、協力すること、それによって最適な対応をしていくことが重要であると考えております。

次に 42 ページをご覧ください。今後のスケジュールをご説明します。

令和 8 年度にさいたま市いじめ問題救済機関を設置し、相談窓口を開設するとともに、救済委員による救済活動を実施していきたいと考えております。それと並行して令和 8 年度から 9 年度にかけて、いじめだけではなく子どもの権利全般を対象とする（仮称）子どもの権利条例の策定に向け検討を進めます。

令和 10 年度には（仮称）子どもの権利条例を施行し、今回設置するいじめ問題救済機関は子どもの権利救済機関へと拡大・発展させることを想定しています。

説明は以上となりますが、これまで説明してまいりましたいじめ問題救済機関は、まさに子どもの安心と権利を守る拠点となるものと考えております。この救済機関が具体的なケースについて調査、調整等の活動を行う際には、教育委員会や学校の皆様との連携が不可欠だと考えております。また、救済機関の周知、広報が大事だと思っておりますが、その点についてもご協力をお願いする場面が今後出てくるものと考えております。教育委員会や学校の皆様のご協力について何卒よろしくお願い申し上げます。説明は以上となります。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。ただいま所管課からの説明がありました。それでは今の説明についてご意見ご質問等があればお願いします。それでは堀田委員をお願いします。

○堀田委員

教育委員会ってというと市民の方からすると学校に比較的近いイメージがあるので、やはり第三者性が高い機関としてこういう救済機関が設置されるというのはすごくニーズのあることかなと思っております。

いくつか質問があります。四日市市では紛争解決手続（ADR）みたいなもので弁護士さんが対応しているということで、それに対して天理市でやっているのは、退職した校長先生方がアドバイザーとして採用されてそこで相談に応じているとのことでした。

弁護士さんの対応についても「弁護士が準備していますよ」と伝えるだけでも抑止効果があるということが報告書に書いてありました。

そこで、さいたま市で考えるいじめ問題救済機関では弁護士だけで相談に応じるということを考えていらっしゃるのかというのが1点。

それと天理市の取組は、児童側だけでなく学校側からもうまく行ってないから助けてほしいと言うと、アドバイザーの人たちが学校と保護者との相談に同席してくれるということもあると報告されています。そのような学校側から介入してほしいということが言えるのかということをお聞きしたいです。

○子ども・青少年政策課副参事

お答えいたします。資料40ページのいじめ問題救済委員会につきましては弁護士を想定しておりますが、そのほかにアドバイザー的な立ち位置として心理士や小児科医なども入れられるような建付けにしたいと考えております。また委員会の下にある相談窓口につきましては、経験のある相談員ということで、相談に慣れている方を配置したいと考えているところです。

2点目の学校側からの申し出に対してということですが、基本的にはこの救済機関は被害者、被害保護者からの申し立てに基づいて動くということが基本となっております。もし学校側から申し出があった場合、児童等に確認を取った上で、了承を得られれば、そういったこともありうると思っています。

○堀田委員

ありがとうございます。学校としても苦慮しているところだと思いますので、うまく学校と連携を取りながら進んでいくといいなと思います。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは大谷委員、お願いします。

○大谷委員

これからお話することは大変不適切な発言になるかもしれませんが、教育長も会見等でお話しなされていましたが、こうした救済機関を設置していただけることはありがたいことであり、被害児童、生徒、保護者にとっても選択肢が確かに増えるということであり、ありがたいことだと、全くそのとおりであるということには異論ありません。

ただ私の思いというか、古い昭和50年代から教育委員会で働いていた人間からしますと、誠に忸怩たる思いというか、「えっ」というような気持ちがあります。と申しますのも、まさにこの機関はありがたいんですよ、ありがたいんですけど、その内容を見るとやはり教育委員会マターじゃないのかなという気がするんですね。

本来は教育委員会で引き受けるべきだろうと。もちろんいじめ防止対策推進法第30条第2項で定められているとおり、市長が附属機関を設けて調査をするというのは当然そうあるべきだと思いますが、我が市独自のこうした救済機関を作っていただいたということに対しては、私ども教育委員会で引き受けられず誠に申し訳ないと、私みたいな化石人間にはそのように強く感じられます。本当に市長さんには申し訳ないという気持ちでいっぱいです。

したがってこの上は、被害児童、生徒、保護者がこの救済機関に申し立てされるならば、私たちはそのお子さんの背景、あるいは指導の経歴、そういったものを極力情報提供させていただくということでご協力をさせていただきたい。

さらにはいじめの防止、早期発見、初期対応、特に初期対応でつまづいてしまうことが多いと思いますけれども、その辺のより実践的な研修を強化するか、なんとか救済機関のお世話にならないように、極力教育委員会で対応しなければならないという思いで、我々頑張らなきゃいけないんだという思いを新たにしたところであります。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。それでは小山委員お願いします。

○小山委員

金融機関でも裁判によらない紛争解決手段である金融ADR制度というものがあります。証券、銀行、保険と業態別にあるのですが、行政当局にすでに制度としてあります。窓口で金融サービスを受けた人が納得できない場合はそこに申し立てをして、弁護士が中立的な立場であっせんをする。金融機関はそのあっせん内容を尊重しなければいけないという制度になっています。それはお金の問題で人間の精神的苦痛とは違うじゃないかと言われるかもしれませんが、そういった制度があります。

大谷委員がおっしゃるのもっともなんですけど、どの業界も従来、高度成長期以降、成長する時には常にサプライヤーが強かった。メーカー、銀行もそうだし、あとおそらく教育界もそうだったのですが、今はどの業界においてもいわゆる最終需要家である

エンドユーザーが一番力を持っているので、このような機関というのはぜひとも設置することが必要ではないか。それはひいては先生方の働き方改革じゃないですけど、その負担が軽減される可能性もあると思いますので、ぜひとも作ったほうがよろしいのではないかと思います。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。それでは竹居教育長お願いします。

○教育長

近年、子どもたちの多様化はもとより、親の価値観がものすごく変わってきました。その中でいじめもですね、弁護士がすぐ出てきて、いろんな対応を求められるような時代でもありますし、弁護士がついてなくてもこれの対応はどうすればよいか難しいものが増えています。いじめが複雑化困難化しているような現状です。

いじめのない、子どもたちにとって安全・安心な学校づくり、これが教育委員会、学校現場にとって最も大切な使命であると私たちは考え、教職員と一丸となって様々な取組を進めてきました。しかし、現実には教育委員会や学校だけでは解決が難しい事案が本当に山積しております。

先日のいじめ問題再調査委員会でこういう言葉がありました。「法律に関して、被害者の味方として助言してくれる専門家がいれば、実現が困難な要求を出す前に内容を調整したり、別の解決策を検討したりすることができたであろう。」

私たちとしてもこういった事例に多々対面しておりますので、この救済委員会はそうした問題に対して対応してくれるような委員会であることを期待しています。この設置により保護者の皆様にとっての相談の選択肢の幅が広がる、これによって子どもたちの早期復学ですとか心のケアを含めた早期解決につながる可能性が広がる、その可能性を私たちは大いに歓迎したいと思っております。

もちろん教育委員会といたしましても、引き続きこのいじめの再発防止、これには全力を尽くしてまいりますけれども、ぜひさいたま市としての体制の一つとして力を合わせていけたら幸いです。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。それでは市長お願いします。

○清水市長

いじめ防止対策推進法の関係で、今年も 32 件、去年は 31 件といじめ重大事態発生が増え、このところほぼ毎週私のところに報告が来ているという状況です。いじめの認知件

数が増え、また私に報告が来る重大事態発生も非常に増えてきているというのも事実です。

いじめという言葉で括ってしまうとあれですけど、非常に多様で複雑になってきているというのもまた事実だろうと思っています。

また SNS などいろんな技術の発達によってもですね、以前よりだいぶ子どもたちを巡る環境というのは非常に難しい状況になってきているということも感じている中で、やはり問題が長期化している原因というのは、被害児童、生徒と教員、学校、そして教育委員会のボタンの掛け違いで信頼関係が欠如してしまっているということが挙げられます。

問題が停滞してしまっているという状況がある中で、私たちもいろいろ考えたところではありますが、ここは教育委員会の範疇だからということだけでなく、市長部局としてもできることがもう少しあるのではないかとということで、いじめ問題救済機関、将来的に子どもの権利ということまで幅を広げて対応していく組織を作っていこうということで今準備を進めているところです。

教育長もお話しされたとおりですが、だからといって教育委員会が何もしなくていいということでは全くありません。教育委員会は今まで同様、あるいは今まで以上にこの問題については真摯に取り組んでいただかなければならないと思っています。

ただもう一方でそれだけで解決ができないこともたくさんあり、そこについてはこういった機関を設置し、多面的な視点で子どもたちを救済していく。問題が発生したらスピード感を持って対応して、できるだけ早く子どもたちに学校に復帰をしていただいたり、あるいは学ぶ機会をきっちり持ち続けられる環境をどうやって作るかということがすごく重要なことだと思いますので、教育委員会の皆様と連携し、時には教育委員会にとっては耳が痛いことも出てくるかもしれませんが、あるいは今まで以上にまた連携して協力をしていかなければいけないことも出てくるかもしれません。

いろんなケースがあるかとは思いますが、そうした中で子どもたちが引き続き教育を受ける機会を得ながら、友人関係などもしっかり維持しながら、より子どもたちが望む環境の中で育まれることができる、あるいは暮らしていける環境を私たちで作るために協力してやっていけたらと考えております。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。それではありがとうございました。

本日予定しておりました議事1から議事4につきましては、これにて終了となります。

閉会に先立ちまして、事務局から事務連絡をさせていただきます。本会議の議事録につきましては、後日市のホームページに掲載する予定となっております。事務局で議事録案を作成いたしまして、構成員の皆様にご確認をお願いすることとなりますので、その際にはご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは最後に、会議の主催者でございます清水市長から本日の総括をお願いします。

○清水市長

皆様、大変お疲れ様でした。それぞれ大変活発なご議論、またご意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。大変熱い議論ができたと思っております。

さいたま市教育大綱については、今後議会に改定する旨を報告した上で内容を確定し公表させていただきたいと思っております。

また、さいたま市いじめ問題救済機関の設置については、次代の社会を担う子ども若者が健全に成長する環境を作る上でいじめ問題の解決は避けて通れない、大変大きな課題であると考えております。いじめが低年齢化あるいは複雑化をしている現代において、学校の先生たちの負担も限界に近づいてきていると思うところもございます。子どもだから教育委員会がやればよいということではなくて、もちろんそれぞれの権限や責任はありますが、少し領域がかぶる部分に取り組みながらお互いに協力して子どもたちがしっかり育まれる、そういう環境づくりをしていきたいと思えますし、まさに総合教育会議においてそういう議論ができるとよいと思えますので、ぜひこれからもよろしくお願いいたします。

また、国際芸術祭においても前向きなご意見をいただきましたので、ぜひ教育委員会の中でもご検討いただいて、ご支援いただければと思えますのでよろしくお願いいたします。

本日は皆様どうもありがとうございました。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第2回さいたま市総合教育会議を終了させていただきます。ありがとうございました。